

施術所開設の手引き

香川県健康福祉部医務国保課

目次

開設届について	_____	1
施術所の名称について	_____	2
構造設備基準について	_____	3
衛生上必要な措置について	_____	3
広告について	_____	4
その他	_____	5
関係法令等	_____	6

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下あはき法）及び柔道整復師法に基づく施術所の開設について、説明します。

1. 開設届について

施術所を開設した者は、開設後 10 日以内に、各管轄の保健所に開設届を提出することが定められています。（あはき法第 9 条の 2 第 1 項、柔道整復師法第 19 条）

以下の書類を管轄の保健所に提出してください。

※施術所開設後、構造設備、広告等で改善指導を受け、改善を行う施術所がありますので、構造設備や添付書類、開設の日程、広告等について、管轄の保健所への事前相談をお願いします。

提出書類		注意事項
施術所開設届（別添 1）		あん摩・はり・きゅうと柔道整復では、様式が異なります。 県の HP からダウンロードできますので、ご利用ください。
添付書類 ※原本は確認後返却します。	業務に従事する施術者の免許証の写し及び原本	業務に従事する施術者全員分を提出してください。
	施術所の平面図及び周辺地図	ベッド・機械類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放部分の寸法と位置又は換気装置の位置、消毒設備等の位置を平面図にご記入ください。 また、周辺地図は、施術所所在地を朱塗りにしたうえで、最寄の駅等から施術所までがわかるものをご用意ください。
	身分証明書等の写し及び原本	開設者及び業務に従事する施術者の運転免許証等の写し及び原本をご用意ください。 なお、開設者が法人の場合は、定款（寄付行為）の写し等をご用意ください。

※管轄保健所

施術所の所在地	届出先	住所	電話番号
さぬき市・東かがわ市・木田郡・香川郡	東讃保健所	さぬき市津田町津田 930 番地 2	0879-29-8260
小豆郡	小豆保健所	小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879-62-1373
丸亀市・坂出市・善通寺市・綾歌郡・仲多度郡	中讃保健所	丸亀市土器町東八丁目 526	0877-24-9962
観音寺市・三豊市	西讃保健所	観音寺市坂本町七丁目 3 番 18 号	0875-25-2052

※高松市で開設する場合は、高松市保健所に相談するようお願いします。

2. 施術所の名称について

下記のような名称は認められませんので、ご注意ください。

《施術所の名称として認められていないものの例》

内容	具体例
医療法、薬機法その他の法律に抵触する名称（医療法第3条） （広告取締に関する件：医収第五八九号）	〇〇病院、〇〇診療所、〇〇クリニック 〇〇薬局、●●療院（●●はり療院等は可）、〇〇はり科、〇〇きゅう科 △△治療所（△△はり治療所等は可）
医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。 （医師法第18条）	鍼灸医〇〇
流派その他技能経歴等に関する事項 （医収第一九）	〇〇流△△施術所
あはき法又は柔道整復師法のどちらか一方の法律に基づく施術所は、それぞれの法に抵触しないこと。（指導基準）	▲▲鍼灸接骨院 （▲▲鍼灸院・▲▲接骨院と併記広告は可）
施術所で認められていない医業類似行為名を使用しないこと。（指導基準）	整体院、カイロプラクティック、エステティック

3. 構造設備基準について

施術所の構造設備基準について、あはき法施行規則第 25 条、柔道整復師法施行規則第 18 条により定められています。開設にあたっては、下記の事項に適合するようお願いします。

- ・ 6.6 平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
(固定壁等により、他の部屋と区切ってください。)
- ・ 3.3 平方メートル以上の待合室を有すること。
(あはきと柔道整復で待合室の共用は可能です。)
- ・ 施術室は、室面積の 7 分の 1 以上に相当する部分を外気に開放し得ること。
ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りではない。
(ドアは開放面積に含まず、窓は全体の面積ではなく開放面積です。)
- ・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
- ・ 施術所が、住居・店舗等と構造上独立していること。(指導基準)
- ・ 利用者のプライバシーを配慮して、ベッド間にカーテン等を設置すること。
(指導基準)

※ 1 人施術の特例について

あはきと柔道整復では、それぞれ専用の施術室を設けることが定められているため、1 つの施術所で、あはき及び柔道整復を行っているのであれば、それぞれ専用の施術室を設ける必要があります。(それぞれの根拠法に基づく届出が必要です。)

ただし、施術所の従事者が 1 名のみであり、その従事者が双方の免許を有する場合は、施術所の共有を認めています。従事者が増えた場合は構造設備の変更が必要となります。

なお、カイロプラクティック・整体等を行う場所とあはき・柔道整復の施術所との共有は認められません。

4. 衛生上必要な措置について

施術所の衛生上必要な措置について、あはき法施行規則第 26 条及び柔道整復師法施行規則第 19 条により、以下のとおり定められています。

- ・ 常に清潔に保つこと。
- ・ 採光、照明及び換気を十分にすること。

※ (指導基準) はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。(ただし、使い捨て針を使用する場合を除く) また、施術に用いた針は、法令上、感染性廃棄物には該当しませんが、感染性廃棄物(鋭利物)に準じて処理することが必要ですので、ご注意ください。

5. 広告について

あはき法及び柔道整復師法では、施術所が広告できる事項が定められており、それら以外は広告できません。

・あはき法

- ①施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所※
- ②業務の種類（あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう）※
- ③施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項※
- ④施術日又は施術時間
- ⑤その他厚生労働大臣が指定する事項（平成 11 年 3 月 29 日厚告第 69 号）
 - (1) もみりようじ
 - (2) やいと、えつ
 - (3) 小児鍼（はり）
 - (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨
 - (5) 医療保険療養費支給申請ができる旨
(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - (6) 予約に基づく施術の実施
 - (7) 休日又は夜間における施術の実施
 - (8) 出張による施術の実施
 - (9) 駐車設備に関する事項

※①～③に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

・柔道整復師法

- ①柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所※
- ②施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項※
- ③施術日又は施術時間
- ④その他厚生労働大臣が指定する事項（平成 11 年 3 月 29 日厚告第 70 号）
 - (1) ほねつぎ（又は接骨）
 - (2) 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
 - (3) 医療保険療養費支給申請ができる旨
(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(4) 予約に基づく施術の実施(5) 休日又は夜間における施術の実施(6) 出張による施術の実施(7) 駐車設備に関する事項 |
|---|

※①、②に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません（法第24条第2項）。

なお、さらに詳しい内容については、別紙をご覧ください。

6. その他

(1) 変更届

開設届出事項に変更があった場合、10日以内に変更届の提出が必要です。で、保健所までご連絡ください。

(参考)

- ・新たに施術者を雇う
- ・名称を変更する
- ・施術所の構造設備を変更する

(2) 休止届・廃止届・再開届

施術所を休止・廃止・再開した場合、10日以内にそれぞれ届出が必要です。で、保健所までご連絡ください。なお、休止期間は原則1年以内になります。

(3) あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）出張施術業務開始届出書 出張のみの業務を行う場合であっても、届出は必要です。

7. 関係法令等

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律
(昭和 22 年法律第 217 号)

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基く広告し得る事項 (平成 11 年厚生省告示第 69 号)

- 柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号)

- 柔道整復師法第 24 条第 1 項第 4 号の規定に基づく広告し得る事項の指定
(平成 11 年厚生省告示第 70 号)

- 「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について